◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３４８号（H28. 4. 28）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．　重大事故等情報＝４件（４月２２日～４月２７日分）
（１）乗合バスの車両故障事故
（２）法人タクシーの健康起因事故
（３）法人タクシーの死傷事故
（４）トラックの酒気帯び衝突事故
２．軽井沢スキーバス事故を受けた集中監査の実施結果（速報）について【新着情報】
３．車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について
４．タクシーの事故調査分析結果について（関東運輸局発）
５．４月１３日に発生した貸切バスの車両火災事故に関する補足情報（中部運輸局発）
６．軽井沢スキーバス事故を受けた街頭監査の実施結果について
７．軽井沢スキーバス事故対策検討委員会における中間整理の公表について
８．運転中のスマートフォン操作は厳禁です！
９．貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について
１０．乗合バスの事故防止対策について（関東運輸局発）
１１．デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！
１２．株式会社イーエスピーの貸切バス事業許可の取消処分を行いました（関東運輸局発）
１３．スプリング式補助ブレーキを戻し忘れないように！
１４．事業用バスの車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について
１５．トラックの資材ボックスは確実に取り付けましょう！（北陸信越運輸局発）
１６．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて
１７．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について
１８．乗合・乗用・自家用有償の安全確保の徹底について
◇◇◇

おいて、同県に営業所を置く乗合バスが乗客５１名を乗せ運行中、客室の足元付近にある暖房の温風吹き出し口から、熱せられた冷却水が吹き出した。
この事故により、乗客１５名が足などをやけどする軽傷を負った。

（２）法人タクシーの健康起因事故
４月２２日（金）午前１０時２３分頃、福井県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客１名をのせ運行中、乗客の目的地に到着直後に運転者が意識を失ったため、タクシーが動き出し道路の反対側に停車していた無人の軽自動車に衝突した。
タクシーの運転者は病院に搬送され、心筋梗塞のため死亡したことが確認された。
タクシーの乗客にけがはなかった。

（３）法人タクシーの死傷事故
４月２３日（土）午前１時２９分頃、新潟県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、道路の中央付近を歩いていた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。
歩行者は、酒に酔って道路の中央付近を歩いていた模様。

（４）トラックの酒気帯び衝突事故
４月２３日（土）午後２時２０分頃、富山県の国道において、新潟県に営業所を置くトラックが運行中、交差点で信号待ちをしていた別のトラックに追突した。
この事故による負傷者はなし。
追突したトラックの運転者の呼気から基準を超えるアルコール（0.15 mg／１㍑以上）が検出されたことから、当該トラック運転者が酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕された模様。

上記件の死傷者数計：死亡２名、重傷０名、軽傷１５名（速報値）

◇◇◇

１．貸切バス事業者に対する集中監査の結果（速報）について
１月１９日から３月中旬にかけて、国土交通省の監査官が抜き打ちで、全国計３１０事業者の事業所に立ち入り、監査を実施しました。
過去の法令違反の状況等を参考に国土交通省が継続的に監視する必要があると考える貸切バス事業者を中心に、対象の事業者を選びました。
安全に関わる主な法令違反は、乗務時間等告示の遵守違反（６０事業者、１９．４％)、運転者の健康状態の把握違反（５３事業者、１７．１％)、適性診断の未受診（６４事業者、２０．６％)、適正な運賃・料金の収受違反（７２事業者、２３．２％）でした。

２．監査実施後の措置
集中監査において何らかの法令違反が確認された事業者（２４０事業者）に対し、監査実施日に改善指示書を交付しました。
４月２７日現在で、法令違反項目全てにおいて改善済みを確認できた事業者は１２２者、１．に記載した安全に関わる主な法令違反に対し改善着手中の事業者は３２者であり、
改善に着手していない事業者は86者でした。
なお、一項目でも未改善の事業者に対しては、継続的に呼出監査等を行い、５月中旬までに全て改善するよう指示を出し徹底してまいります。
今後、行政手続法の所要の手続きを経て、厳正に行政処分を行います。

その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000241.html

◇◇◇

【４．タクシーの事故調査分析結果について（関東運輸局発）】
（配信日：H28.4.22）

関東運輸局では、社会的影響が大きな事故、更なる対策が必要と思われる事故等について、事故調査を実施し、事故の直接的原因や背後要因を分析しているところです。

今般、歩行者が関係するタクシーの死亡事故に係る事故調査を実施し、事故調査分析結果をとりまとめましたのでお知らせします。

昨今、管内のタクシーの死亡事故件数は減少傾向が見られないことから、関係業界におかれましては、この分析結果も活用していただき、引き続き事故防止に取り組んでいただくようお願いします。

【主な分析結果】
１．事故の傾向
（１）事故概要の特徴
・発生時間は２２時～４時である。
・空車時で発生。
（２）運転者に共通する問題点
・適性診断において、指摘されている事項が事故と関連している。
・法定速度超過。
（３）運行管理に共通する問題点
・適性診断結果を活用していない。
・指導・監督において、運転者の習得の程度を把握していない。
２．再発防止策として考えられるもの
（１）運転者に対する指導監督の強化
（２）適性診断結果の活用
（３）安全を意識した運転

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1604/0415/cs_p160415.pdf

◇◇◇

によるけが人はありません。

当該事故は冬場での燃料の凍結を改善し、エンジンの始動に使用するため、トランク内に置いてあったガストーチが何かしらの原因により、発火したために発生した事故であります。

バスのトランクルームに発火のおそれがあるものや可燃性が高いものは、絶対に収納してはいけないということは、各バス事業者にとって、輸送の安全の確保のためには当たり前のこととは思いますが、このような事故が発生していることから、同種事故の再発防止を図るため関係事業者におかれましては、車両内に「発火のおそれがあるものや可燃性が高いものは、絶対に収納してはいけない」との認識を改めて持っていただくよう、早急に周知徹底を実施し、輸送の安全の確保に努められるようお願いします。

◇◇◇

ウィーク等の多客期を捉え、引き続き行うこととしています。

※その他、詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000240.html

◇◇◇

切バス（乗員・乗客３８名）において、運転者が走行中にスマートフォンを操作していたとの事実がありました。
　幸い事故には至りませんでしたが、先般の軽井沢でのスキーバス事故を受け、国土交通省として、抜本的な再発防止策を検討するとともに、全国のバス事業者に対し、安全確保の徹底について繰り返し指導している最中に発生した事案であり、誠に遺憾であります。
　国土交通省としては２４日、当該バス事業者に対し、厳重に注意するとともに、乗務員に対して道路交通法等の法令遵守の再徹底を図るよう指導したところです。

　関係者の方々におかれましては、運行にあたっては、道路交通法等の法令遵守の徹底を図り、安全の確保を最優先するようお願いいたします。

◇◇◇

上記の内容は、３月１８日付けで、公益社団法人全日本トラック協会等に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000235.html

◇◇◇

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/hoan/date/bus_wg_kentou_H27.pdf

◇◇◇

国土交通省関東運輸局は、平成２８年１月１５日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、当該バスを運行していた株式会社イーエスピーに対し、平成２８年２月１９日付けで道路運送法第４０条の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

（参考）
１．事業者の氏名及び住所
事業者名：株式会社イーエスピー
東京都羽村市富士見平２－１－５
代表者：髙橋　美作

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1602/0219/k1_p160219.pdf

◇◇◇

し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001119907.pdf

◇◇◇

材ボックスが老朽化したことにより事故の数ヶ月前に交換されており、新しい資材ボックスは、新車架装時とは異なる方法により取り付けられていたこと、また、資材ボックスには常時１００kg程度の木材が積載されていたことが判明しました。

ついては、同種事故の再発防止を図るため、関係事業者におかれましては下記の事項について早急に周知徹底を行い、貨物輸送の安全確保に努められるようお願いします。

記

１．車体へ装着されている資材ボックス等構造物の確実な取付けについて点検すること。その際、不良箇所等が発見された場合は早急に対策を講じること。

２．資材ボックス等の使用については、使用する物品に応じた構造とし、その機能の維持に関して適切に管理すること。

３．積載物等が走行中に荷崩れ等により落下しないように、適切、かつ、確実な固縛等を行うこと。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/car/pdf/h280217annzenkakuhotuutatu.pdf

◇◇◇

※詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000228.html

◇◇◇

用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

３　その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成２４年３月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf

◆貸切バスの安全確保の再徹底について
　軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。
　１月２９日現在、全国１７カ所で監査を実施し、監査車両９６台のうち４５台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。
　ついては、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。
　出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について
　当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。
　シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

１　乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。
（１）シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用

することができる状態にしておくこと
（２）別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと
また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること
（３）車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
（４）発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること
（交替運転者や添乗員の補助を得ることも可）
２ その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。
３ 乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/common/001118205.pdf
「バス乗車の際はシートベルトを締めましょう！！」
→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000052.html

◇◇◇

安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国個人タクシー協会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◆自家用有償の安全確保の徹底について
自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものです。
このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されていますが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても最大の使命です。
このため、自家用有償旅客運送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、管内の自家用有償旅客運送者に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること
（２）運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、指定都道府県・市区町村の長に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◇◇◇

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

＊ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆